

2020年1月28日
東京電力HD 福島第二原子力発電所
防災安全グループ

福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正（改定19）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、検討を行った結果以下の修正を行うこととした。

2. 主な修正内容

- ① 福島第一・柏崎刈羽との語句の統一
- ② 用語の定義、副原子力防災管理者の最低選任数の明確化等について追加
- ③ 原子力規制委員会規則改定に伴う書式の修正（2019年7月一部修正実施済）

3. 修正届提出予定日

2020年3月31日

4. その他

- ・今後、原子力災害対策指針やEALの変更等が予定されているが、これらの変更については、法令等が施行された後、協議のうえ修正を行う。
- ・組織改編等により、原子力事業者防災業務計画に修正の必要が発生した場合についても、再度協議のうえ修正を行う。

以 上